

第21期愛知県内水面漁場管理委員会

第9回会議議事録

令和5年3月7日
内水面漁場管理委員会委員室

日 時	令和5年3月7日（火）午後1時30分から午後2時30分まで			
場 所	内水面漁場管理委員会委員室			
議 題	第1号議案 愛知県漁業調整規則の一部改正について（諮問） 第2号議案 こいの放流等に関する委員会指示について（指示） 第3号議案 愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報 の保護に関する規程の制定等について（協議） 第4号議案 令和5年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び 目標数量について（協議）			
	報告事項1	令和4年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績につ いて		
	報告事項2	漁業権における資源管理の状況等の報告について		
出 席 委 員	田村 憲二 山口 邦夫 田代 喬	林 譲治 高橋 健二	宮川 宗記 村松孝太朗	愛敬 春男 大内 徳明
欠 席 委 員	中川弥智子			
事 務 局 職 員			書記長 鈴木 照夫 主査 黒田 拓男 非常勤職員 井上 容子	
農 業 水 産 局	水 産 振 興 監 水 産 課 〃 〃 〃	課 長 課長補佐 課長補佐 主 査	岡田 元 岡本 俊治 原田 誠 堀木 清貴 市來 亮祐	

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、報告事項1、報告事項2の以上8種類です。過不足はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(資料確認)</p> <p>それでは、ただ今から第9回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。</p> <p>最初に田村会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
議長（田村）	<p>第9回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様には年度末の御多忙のところ、当会議に御出席いただきまして、お礼を申し上げます。</p> <p>この3年間、日々の暮らし、社会まで変えましたコロナ感染対応でしたが、ようやく元の社会に戻り始めております。</p> <p>さて、3月となりましたが、県内のアマゴ釣りが早い河川では2月上旬から逐次解禁されております。委員会が毎年実施する遊漁者数の調査によりますと、減少傾向にあったアマゴの遊漁者は、令和2年から増加傾向に転じております。</p> <p>コロナの影響から端を発した昨今のアウトドアブームにより、手軽に始められるアマゴ釣りが注目されるといった面もあるかと思いますが、その中で河川利用者を増やそうとする漁協さんの努力の成果ではないかと感じております。</p> <p>今後も漁協さんの御尽力が実り、多くの遊漁者で本県の河川が賑わうことを期待しております。</p> <p>本日の議題は、議案4件、報告事項2件となっております。</p> <p>委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします、私の挨拶といたします。</p>

事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監（岡田）	<p>水産振興監、岡田でございます。</p> <p>第9回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中、また遠路より御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本年は12月31日をもって内水面の共同及び区画漁業権が期間満了となり、一斉切替えが行われます。現在、今年度漁協さんからお聞きした漁場の利用状況などを基に、漁場計画の案を作成しているところでございまして、7月には計画案を上程できるよう準備を進めております。</p>
	<p>また、8月には利害関係人の意見を聴く公聴会を開催し、11月には申請のあった漁業権免許についてお諮りいただく流れを予定しております。</p> <p>10年に1度の手続きということで、お諮りいただく機会が多い年となります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の議題は、議案4件と報告事項が2件と伺っております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定数10名のうち、9名の出席を得ましたので、漁業法第173条で準用する第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立了しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして田村会長に議長をお願いいたします。</p>
議長（田村）	<p>私が議長をつとめますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、高橋委員、</p>

	<p>田代委員にお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「愛知県漁業調整規則の一部改正について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（市來）	<p>水産課漁業調整グループの市來でございます。</p> <p>「愛知県漁業調整規則の一部改正について」御説明いたします。</p> <p>漁業調整規則は、漁業法及び水産資源保護法に基づき、漁業調整上、水産資源保護上必要な場合において定めることとされております。また、両法の規定により、規則を制定し、又は改廃しようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければなりません。</p> <p>今般、漁業調整規則の内容について一部変更する必要があるため、同法の規定に基づき、本委員会に諮問するものです。</p> <p>資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。</p> <p>「諮問文朗読」</p> <p>資料2から6ページは、別紙となる改正案でございます。</p> <p>この内容については資料2ページの「愛知県漁業調整規則の一部改正について」及び資料5ページの「新旧対照表」で御説明いたします。</p> <p>それでは、まず資料2ページの「1 改正理由」を御覧ください。</p> <p>令和2年12月の漁業法改正により特定水産動植物に指定されたうなぎ稚魚は、令和5年12月1日以降、漁業の許可や漁業権等に基づくものを除いて採捕が禁止となります。</p> <p>本県ではうなぎ養殖が盛んに行われており、従前から養殖用種苗の確保を目的とした特別採捕許可によるうなぎ稚魚の採捕実態がございます。このため、引き続きうなぎ稚魚の採捕ができるよ</p>

う、知事許可漁業に位置付ける必要がございます。

続きまして、「2 改正の内容」を御覧ください。また参考として、資料5ページ、A3横資料の新旧対照表を併せて御覧ください。新旧対照表は、表の右欄に現行の規則を、左欄に改正案を示しております。改正の内容について御説明いたします。

第4条を御覧ください。こちらは、「知事による漁業の許可」について定めております。

第1項は、知事の許可を要する漁業を規定しており、新たに、第13号に「うなぎ稚魚漁業（うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業をいう。）」を追加いたします。

当該漁業は、漁船が漁業の生産活動の基本的な設備でないため、同条第2項において、第12号の小型定置網漁業と同様に漁業ごと、即ち、当該漁業を営む漁業者ごとに許可を受けるよう規定いたします。

第8条を御覧ください。こちらは、「許可又は起業の認可の申請」について定めております。

当該漁業の許可又は起業の認可の申請にあたっては、漁業ごとに申請するよう規定いたします。

第15条を御覧ください。こちらは、「許可の有効期間」について定めております。

本県における知事許可漁業の有効期間は、原則3年しております。一方、うなぎの稚魚は資源状況が変動しやすく、資源管理の強化が進められていることから、うなぎ稚魚漁業の許可の有効期間は1年といいたします。よって、第1号で従前の許可についてはこれまでどおり3年、第2号でうなぎ稚魚漁業を1年と定めます。

続きまして、第34、35、37条につきましては、いずれも水産資源の保護培養を目的に定めている規定の改正でございます。

まず、第34条を御覧ください。こちらは、「漁具又は漁法の禁止」について定めております。

規則では第5号で内水面において火光を利用して行う漁法を禁止しております。一方、うなぎ稚魚の採捕は夜間に火光を利用することから、うなぎ稚魚漁業による採捕を火光利用の制限の対象外といたします。

第35条を御覧ください。こちらは、「漁具の制限」について定めております。

規則では、「たも網」を除き、内水面において使用する網の網目を1センチメートル以上に制限しております。一方、うなぎ稚魚漁業では網目1センチメートルよりも細かい網漁具を使用することから、うなぎ稚魚漁業で使用する網漁具を網目制限の対象外といたします。

続きまして、資料「愛知県漁業調整規則の一部改正について」は裏面の3ページ、新旧対照表は6ページの第37条を御覧ください。こちらは、「禁止期間、全長等の制限、禁止区域」について定めております。うなぎについては、第1項第5号で全長20センチメートル以下の採捕を禁止しております。このため、第2項第2号において、うなぎ稚魚漁業で採捕するうなぎを全長制限の対象外といたします

附則を御覧ください。当該漁業の新規許可の手続き開始を10月に予定しておりますので、施行期日は令和5年10月1日といたします。

資料3ページの「3 水産資源の保護培養及び漁業調整上の支障の有無」を御覧ください。

本改正は漁業法改正に伴うものであり、採捕実態に変更は生じないよう、その内容は現状の特別採捕許可を引き継ぐ方針であるため、水産資源の保護培養上の支障はないと考えております。なお、許可の取扱方針につきましては、今後の委員会で諮ることとしております。

また、本改正について、関係する漁業協同組合等からは了承を得ており、漁業調整上の支障はないと考えております。

資料の4ページは漁業調整規則の一部を改正する条文案でござ

	<p>います。</p> <p>また、資料7、8ページには、参考として関係法令の抜粋を載せてございます。</p> <p>以上、漁業調整規則の改正内容について御説明いたしましたが、今後、貴委員会の御意見を踏まえ、国への認可申請など必要な手続きを取ってまいります。なお、改正にあたっては水産庁、地方検察庁及び県法規担当部局と協議しており、内容に変更がない範囲において、指示に従って変更することを御了承ください。</p> <p>説明は以上となります。御審議、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（田村）	<p>ありがとうございました。ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（宮川）	<p>他県の状況はいかがでしょうか。たとえば、特別採捕許可のシラスウナギを探っていたような県はどういう状況ですか。</p>
水産課（市來）	<p>他県の状況につきましては、近隣県である静岡、三重、岐阜県では、特別採捕許可によるうなぎ稚魚の採捕実態があることから、本県同様、知事許可漁業へ移行する予定でございます。静岡県及び岐阜県につきましては、令和2年12月の漁業法改正に伴う漁業調整規則の全部改正の際に、うなぎの稚魚漁業を許可漁業に規定しております。一方、三重県につきましては、本県同様、規則の一部改正でうなぎ稚魚漁業を許可漁業に規定し、令和6年漁期から制度移行する予定と聞いております。</p>
議長（田村）	<p>どうもありがとうございました。</p>
委員（宮川）	<p>うなぎ養殖の盛んな県、たとえば、鹿児島、宮崎等はどうでしょうか。</p>

水産課（市來）	宮崎県につきましては、すでにうなぎ稚魚漁業に制度移行してございます。ただ、ほとんどの県につきましては、令和5年12月から制度移行するという予定でございます。
委員（宮川）	今期の本県のシラスウナギの池入れ状況について、わかる範囲で教えてください。
水産課（原田）	<p>水産課原田です。</p> <p>ただ今の御質問の本県のシラスウナギの池入れ状況等について、御説明させていただきます。</p>
	<p>うなぎの池入れ状況ですが、まず、今期のシラスウナギの採捕状況をご説明させていただきます。中国、台湾、韓国、日本と全体を見ますとシラスの来遊が例年よりも採捕量が少なくなっています。台湾においては11月に好調な採捕が伝えられましたが、その後来遊は止まってしまい、国内外ともに低調な採捕状況が続いているいます。</p>
	<p>シラスウナギの池入れ実績ですが、全国では1月末までに3.9トンと池入れ割当量21.7トンに対して18パーセントほどとなっています。本県については、1月末までに全122業者のうち34業者が池入れを行い、池入れ量は1.1トンで割当量5.0トンに対して22パーセントとなっており、今期同様、池入れが進まなかつた昨年同期の池入れ量1.3トンよりも少なく、厳しい状況となっています。2月の池入れ量は集計中ですが、そう多くは池入れが進んでいないと聞いています。</p>
	<p>また、池入れのシラスウナギの単価ですけれども、今期は1月末までの平均でキロあたり約250万円と昨年同期の260万円と高かった昨年とほぼ同額となっております。以上です。</p>
議長（田村）	<p>ありがとうございました。 他に御質問ござりますか。</p>

委員（高橋）	うなぎ稚魚漁業に移行後、どういった者が許可を受けて採捕で きるのでしょうか。
水産課（市來）	うなぎ稚魚漁業の許可内容につきましては、現在検討中でござ います。今後、許可の取扱方針について委員会でお諮りさせてい ただく予定でございます。
議長（田村）	ありがとうございます。 取扱方針については委員会に諮問があるということです。
	他にいかがでしょうか。 質問もないようですので、議案を採決することに御異議はござ いませんか。
委員（多數）	(異議無し)
議長（田村）	異議無しの声がございましたので、案を採決いたします。原案 を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	(挙手全員)
議長（田村）	ありがとうございました。 挙手（全員）と認め、議案の「愛知県漁業調整規則の一部改正 について」は、原案どおり適当と認めることといたします。
	次に第2号議案「こいの放流等に関する委員会指示について」 事務局から説明をお願いいたします。
事務局（黒田）	それでは、第2号議案「こいの放流等に関する指示について」 を御説明いたします。
	資料2ページを御覧ください。内水面漁場管理委員会は、漁業

調整のために、関係者に対して水産動植物の採捕に関する制限や漁場の利用に関する制限などの必要な指示をすることができます。漁業法では第120条第1項および第171条第4項で規定されています。

資料3ページを御覧ください。コイヘルペスウイルス病につきましては、コイに発生するウイルス性疾病で、死亡率が高い病気ですが、有効な治療法が確立していません。そのため、持続的養殖生産確保法において、蔓延した場合に養殖水産物に重大な被害をもたらすとして、特定疾病に指定されています。

平成15年10月に、茨城県霞ヶ浦で大量死が初めて確認され、本県におきましては、平成15年11月に一宮市の釣り堀で初めて発生が確認されました。これまで、個人所有の池及び天然河川等で19件の発生が確認されておりますが、平成31年4月 個人所有の池での発生を最後に、ここ数年発生は確認されておりません。

この疾病的蔓延を防ぐため、農林水産省の指導に基づき、当委員会でも平成16年度より継続して委員会指示を発動しております。

資料5ページを御覧下さい。こちらが現在発動しております「こいの放流等に関する指示」でございます。

内容としましては、コイヘルペスウイルス病対策のため、コイの放流を制限するものでございます。コイヘルペスウイルス病に対する有効な治療方法が確立されていない状況にあることから、こいの不用意な移動や放流により、蔓延を引き起こす可能性を否定できません。今回、この指示が3月31日に有効期限を迎ますが、引き続き本委員会の指示が必要と考えます。

1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。内容につきましては、現行の指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで1年間更新するものです。それでは指示案を朗読させていただきます。

	<p>「指 示 案 朗 讀」</p> <p>本案が御承認いただければ、指示の公報登載日につきましては3月24日を予定しております。</p> <p>なお、委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>また、県公報で告示して県民に周知することとなります。その他に県内の内水面漁業協同組合及び錦鯉団体等へは文書の発送により一層の周知を図る予定としております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
	<p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	(異議無し)
議長（田村）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	(挙手全員)
議長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「こいの放流等に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p>
	次に、第3号議案の「愛知県内水面漁場管理委員会が保有する

	<p>個人情報の保護に関する規程の制定等について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>第3号議案「愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定等について」を御説明いたします。</p> <p>はじめに、「愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の制定について御説明いたします。</p> <p>資料1ページを御覧ください。制定の理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、地方公共団体も個人情報保護法の適用対象となることに伴いまして、愛知県個人情報保護条例が廃止され、新たに個人情報保護に関する法律施行条例が制定されました。愛知県個人情報保護条例の廃止に伴い、本委員会で制定している現行の規程を廃止し、新たに規程を制定するものです。</p> <p>なお、規程の内容につきましては、知事部局で新たに制定された「知事が保有する個人情報の保護等に関する規則」と同様の内容としております。</p> <p>現行の規程から変更もしくは追加される主な内容としましては、個人情報ファイル簿、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求書及び決定通知書等の様式を定める。電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として、光ディスクに複写したものの交付等によることを定める。本人が口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めた場合には、その項目並びに閲覧の期間及び場所を愛知県公報に登載することとする。また、当該閲覧の求めをする際の本人確認書類を定める、あります。</p> <p>施行期日は、令和5年4月1日、公報登載予定日は令和5年3月24日しております。資料2ページから19ページに告示案を示しております。</p> <p>続きまして、「愛知県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程」の一部改正について御説明いたします。</p>
--	---

資料 20 ページを御覧ください。改正の理由につきましては、行政文書の開示の手続きのうち、先ほど御説明いたしました新たに制定する「愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」に基づく保有個人情報の開示と共通する手続きについて整合を図るためであります。

なお、一部改正の内容につきましては、知事部局で一部改正された「知事が管理する行政文書の開示等に関する規則」と同様の内容としております。

改正の主な内容としましては、行政文書開示決定通知書について、開示決定に対する審査請求及び取消訴訟に関する教示文を付する。決定期間特例通知書について、開示請求から 45 日以内に開示決定等を行う部分の記載を廃止する。開示請求に係る行政文書に記録されている第三者が提出する意見書について、開示に反対する場合には、その理由のほか、開示に反対する部分を記載すべきこととする。電磁的記録の開示の実施の方法について、フロッピーディスク又は光磁気ディスクに複写したものの交付等による方法を廃止する、であります。

施行期日は令和 5 年 4 月 1 日、公報登載予定日は令和 5 年 3 月 24 日としております。資料 21 ページから 23 ページに告示案、24 ページから 28 ページに新旧対照を示しております。

告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行つてまいりますが、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従つてまいります。

以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

議長（田村）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。

委員（多數）	(異議無し)
議長（田村）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適當と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	(挙手全員)
議長（田村）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定等について」は原案どおり適當と認めることといたします。
	次に、第4号議案の「令和5年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について」と、報告事項1の「令和4年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」ですが、この2つの議題につきましては関連があり、第4号議案を協議する際には、報告事項を先に報告させていただくことが必要であると考えております。 従いまして、まず報告事項1を事務局から説明いただき、続いて第4号議案を審議したいと思います。 御異議はございませんか。
委員（多數）	(異議無し)
議長（田村）	異議無しの声がありましたので、第4号議案及び報告事項1を一括して上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局（黒田）	報告事項1「令和4年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」御説明いたします。まず、内水面における第5種共同漁業の増殖義務について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。下線の部分が関係箇所となります。

内水面におきましては、漁業法第168条において「内水面における第5種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において増殖をする場合でなければ、免許してはならない」と規定し、免許権者である内水面漁協に増殖義務を課しています。

その理由といたしましては、内水面は海面と異なり水産資源が限定的であり、また、立地条件から採捕が容易なため、資源が枯渇する恐れが大きいことに加え、広く周辺住民による採捕や遊漁が多く行われるという、公共的な性格が強い河川等に漁業権を発生させることから、増殖を義務としているということでござります。

この増殖義務については、1ページ中ほどから下部の、カタカナのイの部分の下線にありますとおり、水産庁長官通知により、漁業権者が計画的に増殖できるように、内水面漁場管理委員会が毎年、増殖目標を漁業権者に示し、かつインターネットなど適切な方法で告示することと、1ページの一番下の行で示すように、漁業権者から増殖実績の報告を求めることが求められています。

2ページを御覧ください。令和4年度の増殖実績を漁業権毎に整理したものです。

各漁業権の行の上段に増殖目標を、下段に増殖実績を示しております。増殖目標の数量につきましては、漁場の面積や採捕者数、天然遡上量等のデータを基に当委員会が算出しています。

増殖実績が目標数量に達しなかったものについては、グレーの塗りつぶしで示しております。令和4年度につきましては、概ね目標を達成しております。ここ数年は改善の傾向にあります。

今年度、目標数量に達しなかった内共第6号、7号及び15号の理由について、増殖実績調査結果を基に御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

内共第6号において、アユの放流が目標数量に達しません

た。理由といたしましては、放流経費の捻出が難しい中、天然遡上が多かったため、放流を見送り、一方で、増殖目標には設定されておりませんが、アユの産卵場の造成及び保護区の設定を2カ所で実施したことです。

また、テナガエビの放流が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、種苗の入手先を探したがみつからず、採捕に努めたが、不漁により種苗の確保ができなかつたためとのことです。

また、アユの人工ふ化放流が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、雌アユが少なく、必要な卵数が確保できなかつたとのことです。

また、フナ、ウグイ及びオイカワの産卵場造成が目標数量に達しませんでしたが、その理由といたしましては、造成を予定していた4月下旬に、水位が高い日が続いたため作業ができず、時期を逸してしまったものです。なお、フナについては、造成の代わりに種苗放流を行つたとのことです。

次に、内共第7号及び第15号のウナギの種苗放流が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、どちらも種苗単価の高騰による影響で、必要数量が確保できなかつたとのことです。

これらの目標が達成できなかつたものについて、うなぎにつきましては、種苗価格の高騰によるもの、その他の魚種につきましても、環境の影響によるものが多く、目標数量に達しなかつた組合においては、種苗の入手方法や時期を検討するなど、次年度目標達成に向けて努力すると聞いており、事務局といたしましてはやむを得ないものであったと考えております。

報告事項1「令和3年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」の説明は以上でございます。

それでは、次に第4号議案の「令和5年度第5種共同漁業権増殖方法及び目標数量」について御説明いたします。

1ページを御覧下さい。水産庁長官通知の下線の部分が関係箇所となります。

委員会が目標増殖量を決定するに当たり、漁場環境の変化や過去の実績、漁業権者の経済的負担などを勘案して決定するよう指導があります。

2ページを御覧下さい。令和5年度の増殖方法及び目標数量を漁業権毎に示しております。

昨年度に比べ漁場が極端に縮小する等の漁場環境に著しい変化はないことや、増殖行為が目標数量に達しなかった組合も、種苗の入手方法や時期などを検討するなど、目標達成に向けて、本年度目標と同程度の増殖を計画しております。

また、あゆの種苗放流及び人工ふ化放流につきましては、本年度目標未達であった組合で、替わりに産卵場造成に取り組んでおりますが、その効果の数値化について水産試験場の協力のもと調査を進めまして、次年度、漁業権の切替えに合わせて、増殖方法や目標数量の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上のことから、来年度の増殖方法及び目標数量につきましては、今年度と同じとしております。なお、今後も増殖目標数量が達成できるように、水産課、農林水産事務所、水産試験場と連携し、必要に応じて現地に赴き、指導・助言を行っていきたいと考えています。

この案について、御承認いただければ、3月24日の公報登載を予定しております。

以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

議長（田村）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

委員（宮川）

未達成となった件数が、令和2年度が14件、令和3年度が9件、令和4年度が8件と減っている。また、未達であった魚種についても目標値に対する実績値の割合が改善されている。新型コロナの影響で漁協経営が厳しい中、一部未達成であったことは、致し方ないと思われます。

	内共第6号で数値が改善しているのは、下豊川漁協が努めて取り組んだためと理解してよろしいでしょうか。
事務局（黒田）	委員のおっしゃるとおりでございまして、下豊川漁協につきましては、令和2年はあゆの人工ふ化放流、こい、ふな、おいかわの産卵場造成で未達成でしたが、県から指導等を行いまして、令和3年、4年と改善されており、組合長さんからは今後も積極的に取り組むと聞いております。
議長（田村）	他に質問等はございませんか。 なければ、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	(異議無し)
議長（田村）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	(挙手全員)
議長（田村）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「令和5年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について」は原案どおり適当と認めることといたします。 次に、報告事項2の「漁業権における資源管理の状況等の報告について」水産課から説明をお願いします。
水産課（黒田）	水産課の黒田でございます。 それでは、報告事項2「漁業権における資源管理の状況等の報告について」御説明いたします。 資料の1ページを御覧ください。まず、制度の概要について御説明いたします。

漁業法に基づき、漁業権者は、漁業権における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を、1年に1回以上、知事の定める日までに知事に報告しなければならないこととなっております。また、知事は内水面漁場管理委員会に対し、漁業権者から報告に関して意見を付して、1年に1回以上の報告が必要であり、漁業権が適切かつ有効に活用されていない場合は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、指導・勧告を行うこととなります。これらのことを見定めた関係法令については、2ページ及び3ページに参考として掲載しております。

このため、今回の委員会において、資源管理の状況等及び県からの意見について報告させていただきます。

まず、今年度の報告の対象とした期間でございますが、共同漁業権、区画漁業権とともに、令和3年1月1日から令和3年12月31日までとしました。

報告内容を基に、「資源管理に関する取組」、「漁場の活用状況」及び「組合員行使権の行使状況」を評価し、漁業権が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断しました。その結果につきまして、4ページに掲載いたしましたので御覧ください。

表は左から、免許番号、漁業権者、評価項目である「資源管理に関する取組状況」、「漁場の活用状況」、「組合員行使権の行使状況」の判断結果、「適切かつ有効」に活用されているかの判断結果を示しています。なお、区画漁業権につきましては、「組合員行使権の行使状況」はございません。

評価項目について、資源管理の取組がなされている場合、漁場が活用されている場合、行使者がいる場合は「○」、そうでない場合は「×」と記載しています。そして、「適切かつ有効に活用されているか」の欄につきましては、各評価項目の判断結果を踏まえ、当該漁業権が適切かつ有効活用されている場合は「○」、指導の必要がある場合は「×」と記載しています。

それでは結果について御説明いたします。

まず、「資源管理に関する取組」につきましては、全ての共同漁

業権において、漁業権行使規則の遵守や、漁具漁法の制限、一部増殖目標数量未達成の組合もありましたが、増殖行為の実施など、資源管理に関する取組が実施されていると報告がありました。下段に記載しております区画漁業権においては、漁業紛争や他者の生産活動を妨げる行為、漁場環境に悪影響を与える行為などの報告はありませんでした。

県といたしましても、漁業権に関する漁場紛争等の発生や他者の生産活動を妨げる行為は確認しておらず、漁業権対象種の種苗放流や産卵場造成の実施が確認されていることから「資源管理に関する取組」が適切に行われていると判断されました。

また、「漁場の活用状況」については、操業日数や漁獲量、遊漁者数を確認したところ、全ての漁場が有効に活用されていると判断されました。ただし、「組合員行使権の行使状況」につきましては、三河湖漁協が漁業権者である内共第18号について、組合員行使権の行使が確認できず、有効に活用されていないと判断されました。

以上のことから、内共第18号を除く漁業権につきましては、「適切かつ有効に活用されている」と判断いたしました。

なお、内共第18号につきましては、令和2年においても行使がなく、昨年3月の資源管理の状況等の報告において、三河湖漁協に対して漁業権の有効活用に関する指導・助言を行うこととしておりました。

その結果、組合員による行使の意思を確認し、併せて令和4年度は組合員による行使がなされていることを確認しております。

県といたしましては、引き続き漁業権が有効に活用されるよう、必要に応じて行使の状況の聞き取りなどをやってまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

議長（田村）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

	<p>質問もないようですので、本日予定の議題は終了しますが、何か議題以外にもお話があればよろしくお願ひいたします。</p>
委員（村松）	<p>2月20日の中日新聞に、稚魚の放流は生態系を崩し悪影響であるといった内容の記事が掲載されていました。難しい問題ではあります。</p>
水産課（黒田）	<p>記事の中で「水産庁では適切な禁漁区を設けて天然魚を維持する方法なども提案している」とありましたので、その内容を水産庁に確認しましたところ、放流を否定するものではないとのことでした。なお、法律に基づく増殖の取組は、放流や産卵場造成などの取組が該当し、禁漁区を設けるなどの消極的行為は含まれないとのことでした。</p>
委員（田代）	<p>私の所感ではありますが、資源量というのは、環境の収容能力とのバランスで成り立つ話であり、遊漁者の方々が釣った魚を持ち帰って賞味することが前提とするならば、放流するしかないということになります。</p> <p>欧米では、キャッチ＆リリースするゲームフィッシングが主流であり、この形であれば放流によらず、環境修復等によって天然で再生産がなされ、資源を維持させることは可能と思われますが、釣った魚を食べたいという要望がある限りは、放流することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>一方で、天然の資源が世代を重ねて持続していくことは貴重であり、場所によってはそういう環境を残すために、キャッチ＆リリース区や禁漁区を設定することは、各漁協さんが戦略的に進めることがあってもよいのではと考えます。</p> <p>岐阜県では、キャッチ＆リリース区を積極的に設けることで、大きな魚が釣れるということで全国的に非常に人気が多く、遊漁者を多く集めるといった事例もあるようです。</p> <p>あゆについては別ですが、さけ・ます類についてはこういった</p>

議長（田村）

戦略もあるということを頭の片隅に置いて頂ければと思います。
貴重なご意見ありがとうございました。
他にございませんでしょうか。

ないようですので、これをもちまして、第9回委員会は終了させていただきます。ありがとうございました。

議長

議事録署名者

議事録署名者